

北上市一般職の任期付職員の採用等規則の一部を改正する規則

北上市一般職の任期付職員の採用等規則（平成25年北上市規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（特定任期付職員業績手当）</u> <u>第4条 条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当の支給については、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u> <u>第5条 特定任期付職員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる者に対し、当該基準日の属する月の北上市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成3年北上市規則第43号）第16条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。</u> （一般専門的任期付職員の級別資格基準表の適用方法の特例） <u>第6条</u> [略] （一般専門的任期付職員の号給の決定の特例）	（一般専門的任期付職員の級別資格基準表の適用方法の特例） <u>第4条</u> [略] （一般専門的任期付職員の号給の決定の特例）

<u>第7条</u> [略] （初任給等規則の規定の適用に関する読替え） <u>第8条</u> [略] （一般任期付職員の号給の決定の特例） <u>第9条</u> [略] （任期付短時間勤務職員の給料月額の端数計算） <u>第10条</u> [略] （任期付短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額の算出） <u>第11条</u> [略] （任期付短時間勤務職員の自動車等使用者の手当の支給額） <u>第12条</u> [略] （補則） <u>第13条</u> [略]	<u>第5条</u> [略] （初任給等規則の規定の適用に関する読替え） <u>第6条</u> [略] （一般任期付職員の号給の決定の特例） <u>第7条</u> [略] （任期付短時間勤務職員の給料月額の端数計算） <u>第8条</u> [略] （任期付短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額の算出） <u>第9条</u> [略] （任期付短時間勤務職員の自動車等使用者の手当の支給額） <u>第10条</u> [略] （補則） <u>第11条</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。